令和6年阿南市議会

6月定例会議案

令和6年6月3日開会

阿南市

令和6年阿南市議会6月定例会承認目録

承認第1号	阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について
承認第2号	阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について
承認第3号	令和5年度阿南市一般会計補正予算(第10号)に係る専決処分の承認について
承認第4号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の承認について

令和6年阿南市議会6月定例会議案目録

- 第 1号議案 阿南市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 第 2号議案 阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について 第 3号議案 阿南市情報文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について 第 4号議案 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 第 5号議案 阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい 7 第 6号議案 阿南市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 第 7号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算(第1号)について
- 第 8号議案 令和6年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第 9号議案 財産区有財産の譲与について
- 第10号議案 動産の買入れについて
- 第11号議案 辰巳那賀川樋門の施行に関する基本協定の締結について

令和6年阿南市議会6月定例会報告目録

報告第1号	損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
報告第2号	損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
報告第3号	令和5年度阿南市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第4号	令和5年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第5号	令和5年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第6号	令和5年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

承認第1号

阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

阿南市税条例(昭和33年阿南市条例第13号)の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専 決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出す る理由である。

別記

専決第5号

専 決 処 分 書

阿南市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和6年3月30日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市条例第22号

阿南市税条例の一部を改正する条例

阿南市税条例(昭和33年阿南市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

.

(寄附金税額控除)

第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち、規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

改正前

(寄附金税額控除)

第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>のうち、規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)~(8) 「略]

(9) 所得税法<u>第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務</u>に関連する寄附金

(10) 「略]

2 [略]

(市民税の減免)

第53条 [略]

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)~(3) [略]

- 3 第1項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けた者は、その事由 が消滅した場合<u>には、</u>直ちにその旨を市長に申告しなければ ならない。
- 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第 12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法 人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所におい て直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の 規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及 び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産 については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書 を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学

(1)~(8) 「略]

(9) 所得税法<u>第78条第3項に規定する特定公益信託の信託</u> 財産とするために支出した金銭

(10) 「略]

2 [略]

(市民税の減免)

第53条 [略]

2 前項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けようとする者は、 納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受け ようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなけ ればならない。

(1)~(3) [略]

- 3 第1項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けた者は、その事 由が消滅した場合<u>においては</u>直ちにその旨を市長に申告しな ければならない。
- 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第 12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法 人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所におい て直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の 規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及 び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産 については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書 を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学

校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人 、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社 会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法 律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49 条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは 公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2 条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条に おいて同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団 法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法 人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しく は健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは 国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士 、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは 作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは 公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しく は公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法 律第285号) 第2条第1項の博物館を設置するもの又は公 益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とする もの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有 に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償 却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明 する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)~(6) [略]

(固定資産税の減免)

第71条 [略]

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は

校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、 公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会 福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律 第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条 の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公 益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条 第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条にお いて同じ。) に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法 人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人 、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは 健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国 家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、 歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作 業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公 益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは 公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律 第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの、又は公 益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とする もの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有 に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償 却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明 する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)~(6) [略]

(固定資産税の減免)

第71条 [略]

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者

、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減 免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提 出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する</u> 固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであ り、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は 、この限りでない。

(1)~(5) [略]

3 第1項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けた者は、その 事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなけ ればならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 「略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)~(3) 「略]

3 第1項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、 その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告し は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に 提出しなければならない。ただし、減免を受けようとする年 度の前年度において同項第1号に該当する固定資産(市内に 住所を有する者が所有するものに限る。)として固定資産税 の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年 度においても引き続きこの規定に該当するものであると市長 が認めるときは、当該年度における固定資産税の減免の申請 があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しな いものとする。

(1)~(5) [略]

3 第1項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 「略]

2 前項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市 長に提出しなければならない。

(1)~(3) 「略]

3 第1項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告

なければならない。 附 則

第2条の4

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の4 [略]

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の4の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則 第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者 (次条及び附則第4条の4の4において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の5から しなければならない。

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第2条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第2条の5

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の4 [略]

- 第34条の8まで、附則第2条の5第2項、附則第4条第1 項、附則第4条の3の2第1項、前条及び附則第4条の6の 規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項 、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第 34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあ るのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、 第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第4条の 4の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき 」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がな いものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」と あるのは「、附則第4条の4の2第1項の規定の適用がない ものとした場合における前々年中」とする。

<u>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</u>

- 第4条の4の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の 市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については 、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者

- の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人 の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額 を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住 民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税 額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して 得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき 、又は当該金額の全額が1.000円未満であるときは、 その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項 において「分割金額」という。) に3を乗じて得た金額を その者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の 額から控除した残額に相当する金額(以下この項において 「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納 税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項 に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1 項において「第1期納期」という。) においてはその者の 第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る 特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納 期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税 に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり 、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合 計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各 納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第 40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次 条第1項において「第2期納期」という。)においてはそ の者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からそ

- の者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税 に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の 分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分 金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額 に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期 の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないも のとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とそ の者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその 者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除 した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とす る。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税 に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の 分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合 には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないもの とし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人 の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通 徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第 1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることと

- なったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法に よって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。 (令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 に関する特例)
- 第4条の4の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47 条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべ き公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項におい て「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の 額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収 すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額につい ては、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第4条の4の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(特別税額控除

前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当す る額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額を いう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額 (当該金額に1.000円未満の端数があるとき、又は当 該金額の全額が1.000円未満であるときは、その端数 金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において 「第2期分金額」という。) をその者の特別税額控除前の 普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当 する金額(以下この項において「第1期分金額」という。) に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通 徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係 る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象 税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収 対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴 収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」とい う。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額か らその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期において はその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日 の属する年の10月1日から11月30日までの間におい てはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民 税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の 端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であ るときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。 以下この項において「分割金額」という。) に2を乗じて

- 得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市 民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上で あり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金 額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び 特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないもの とし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその 者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る 個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当 する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から1 1月30日までの間においてはその者の10月分金額に相 当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの 間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市 民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその 者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の 第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月 分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及 び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期におけ る税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10 月1日から11月30日までの間においてはその者の第1 期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金

- 額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年1 2月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第0月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市 民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その 者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分 割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及 び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに 当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月3 1日までの間における税額はないものとし、同年2月1日

- から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係 る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定 の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収 税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3 月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係 る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあ るのは、「附則第4条の4の4第1項各号に規定する特別徴 収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別 徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを 除く。)については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間

- においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に 係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に 相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日まで の間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市 民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその 者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対 象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌 年の1月31日までの間における税額はないものとし、同 年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第 47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の 2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当す る税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定 の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収

税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の4の4第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の 規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用し ない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の4の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則 第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除 すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第 3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3 、第34条の5から第34条の8まで、附則第2条の5第2 項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、附則第 4条の4及び附則第4条の6の規定を適用した場合の所得割 の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 [略]

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の 規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第2 5条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の 記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税 の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条 の5から第34条の7まで、附則第4条第1項、附則第4条 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 「略]

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の 規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第2 5条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の 記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税 の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条 の5から第34条の7まで、附則第4条第1項、附則第4条

- の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び<u>附則第4条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項 <u>、附則第4条の4の2第1項及び前条</u>の規定の適用について は、<u>第34条8第1項中</u>「前3条」<u>とあるのは</u>「前3条並び に附則第5条第2項」<u>と、附則第4条の4の2第1項中「前</u> <u>条及び」とあるのは「前条、附則第5条第2項及び」と、前</u> <u>条中「附則第4条の4及び」とあるのは「附則第4条の4、</u> 次条第2項及び」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条 「略]

- 2 [略]
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

(5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第8条 [略]

2~4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項 の規定の適用については、<u>同項中</u>「前3条」<u>とあるのは、</u>「 前3条並びに附則第5条第2項」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条 [略]

- 2 [略]
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第8条 [略]

2~4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

(5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第8条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の 特例)

第8条の2 「略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

(5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 [略]

2~12 [略]

- 13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 14 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

(1)~(4) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の 特例)

第8条の2 「略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第9条の2 [略] 2~12 [略]

13 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 15 法<u>附則第15条第25項第3号口</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法<u>附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法<u>附則第15条第25項第4号口</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法<u>附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 [略]
- 21 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定め る割合は、3分の2とする。
- 22 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定め る割合は、2分の1とする。
- 24 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 14 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法<u>附則第15条第25項第3号口</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 [略]
- 20 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定め る割合は、3分の2とする。
- 22 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定め る割合は、4分の3とする。

25・26 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 [略]

- 2 「略]
- 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期 優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告 書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の 促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項 に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定 する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提 出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条 の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められ るときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項 の規定を適用することができる。

4~8 [略]

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同 条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規 定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住 安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる 書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(7) [略]

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は 同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これら の規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する

24・25 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 [略]

2 「略]

3~7 [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同 条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各</u> 号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(6) 「略]

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準 適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は 、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日か ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第11項各号に掲げる</u>書類を添付して市長に提出 しなければならない。

(1)~(6) [略]

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) [略]

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 「略]

損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に 掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準 適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は 、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日か ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提 出しなければならない。

(1)~(6) 「略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) [略]

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 「略]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 「略]

- (5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) [略]
- 15 「略〕

(土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第10条 [略]

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 「略]

- (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) [略]

14 「略]

(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第10条 [略]

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する

固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(同項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地</u> 又は令和7年度類似適用土地であって、<u>令和8年度分</u>の固定 資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61 条の規定にかかわらず、修正された価格(同項に規定する修 正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたもの とする。

(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(同項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地</u> 又は令和4年度類似適用土地であって、<u>令和5年度分</u>の固定 資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61 条の規定にかかわらず、修正された価格(同項に規定する修 正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたもの とする。

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の

となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地 等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅 地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から</u> <u>令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当 該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗 じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合 における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかか わらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から</u> <u>令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当 該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じ て得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における

- 3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」 という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額 とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及</u> び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第34 9条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税

固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず 、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度ま</u> での各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税<u>に係る</u>前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年

額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度ま</u> での各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税<u>の係る</u>前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年

度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度 分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資 産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、 当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の 区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固 定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固 定資産税額とする。

「略〕

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条の3 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る

度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度 分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資 産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、 当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。 以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の 表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げ る負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税に あっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし た場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額 」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額 とする。

「略〕

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条の3 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る

附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」と、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 「略]

- 2 [略]
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

(5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例

附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」と、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 「略]

- 2 [略]
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例

)

第19条 [略]

- 2 [略]
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

- (5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 4 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

(5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の 課税の特例)

第20条の2 「略]

)

第19条 [略]

- 2 [略]
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

4 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の 課税の特例)

第20条の2 「略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

- (5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 · 4 「略]
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

(5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の 課税の特例)

第20条の3 「略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

(5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並び

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

3 · 4 「略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の 課税の特例)

第20条の3 「略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

<u>に附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の</u>額」とする。

- 3 · 4 「略]
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

- (5) 附則第4条の4の2及び附則第4条の4の5の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項及び附則第4条の4の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 6 「略]

3・4 「略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

6 「略]

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 する。
 - (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
 - (2) 第34条の6第1項の改正規定、附則第2条の4を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の阿南市税条例第34条の6第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金

とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の阿南市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年 法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」と いう。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、な お従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分をする理由

令和6年3月30日に地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正されたこと等に伴い、関係規定について所要の整理を行う必要があるが、議会を招集する時間的余裕がない。これが、阿南市税条例(昭和33年阿南市条例第13号)の一部改正を専決処分にする理由である。

承認第2号

阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

阿南市国民健康保険税条例(昭和34年阿南市条例第11号)の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第6号

専 決 処 分 書

阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項 の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和6年3月30日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市条例第23号

阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

动红丝

阿南市国民健康保険税条例(昭和34年阿南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

以止俊	以止則
(課税額)	(課税額)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2
項世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算	項世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算
定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額	定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額
の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場	の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場
合においては、当該後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u>	合においては、当該後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u>
とする。	とする。
4 [略]	4 [略]
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者	第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者

に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 「略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林 所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世 帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属 者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4 3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万 円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者 を除く。)

ア~カ 「略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林 所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世 帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属 者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4 3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万 円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定 に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 「略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林 所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世 帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属 者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4 3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万 円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ 「略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林 所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世 帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属 者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4 3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万 円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する 者を除く。)

ア~カ [略]

2 · 3 [略]

同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する 者を除く。)

ア~カ [略]

2 · 3 [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の阿南市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分をする理由

令和6年3月30日に地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正されたこと等に伴い、関係規定について所要の整理を行う必要があるが、議会を招集する時間的余裕がない。これが、阿南市国民健康保険税条例(昭和34年阿南市条例第11号)の一部改正を専決処分にする理由である。

承認第3号

令和5年度阿南市一般会計補正予算(第10号)に係る専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

令和5年度阿南市一般会計補正予算(第10号)について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別冊のとおり令和5年度阿南市一般会計補 正予算(第10号)を専決処分にする。

令和6年3月29日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

専決処分をする理由

地方債及び国庫補助金等の額並びに事業費が確定したことに伴い、歳入歳出予算を補正する必要が生じたが、議会を招 集する時間的余裕がない。これが、この案件を専決処分にする理由である。 令 和 5 年 度

一般会計補正予算書(第10号)

阿南市

専決第4号

令和5年度阿南市一般会計補正予算(第10号)

令和5年度阿南市の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,303,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳 出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月29日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 地方譲与税		356, 678	△37, 340	319, 338
	1. 地方揮発油譲与税	63,000	△3, 498	59, 502
	2. 自動車重量譲与税	197,000	△17,615	179, 385
	3. 特別とん譲与税	66,000	△16, 227	49,773
12. 地方交付税		4, 744, 881	42, 317	4, 787, 198
	1. 地方交付税	4, 744, 881	42, 317	4, 787, 198
16. 国庫支出金		6, 758, 350	△157, 376	6, 600, 974
	1. 国庫負担金	4, 291, 545	△72, 360	4, 219, 185
	2. 国庫補助金	2, 418, 470	△85, 016	2, 333, 454
17. 県支出金		2, 754, 754	\triangle 2 5, 4 5 6	2, 729, 298
	1. 県負担金	1, 622, 390	△11,062	1, 611, 328
	2. 県補助金	969, 193	$\triangle 14, 394$	954, 799
19. 寄附金		556,044	13, 507	569, 551
	1. 寄附金	5 5 6, 0 4 4	13, 507	5 6 9, 5 5 1
20. 繰入金		5, 082, 912	△53, 200	5, 029, 712
	2. 基金繰入金	5, 007, 131	△53, 200	4, 953, 931

(歳入)

款	項	補正前の額	補 正 額	#
22. 諸収入		436, 449	△5, 452	430, 997
	3. 雑入	421, 429	△5, 452	415, 977
23. 市債		2, 219, 659	10,400	2, 230, 059
	1. 市債	2, 219, 659	10,400	2, 230, 059
歳 入	合 計	39, 516, 400	△212, 600	39, 303, 800

(歳出)

(成山)				(<u>甲位;[闩/</u>
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費				
		3, 858, 136	△13, 215	3, 844, 921
	1. 総務管理費			
		3, 186, 071	△5, 592	3, 180, 479
	3. 戸籍住民基本台帳費	100001	4.5.000	
		188,631	△7, 623	181, 008
3. 民生費		1.5. 7.9.0. 0.4.9	A 1 2 0 0 7 1	1 5 5 0 0 9 7 9
	, h \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	15, 720, 943	△130,071	15, 590, 872
	1. 社会福祉費	6, 848, 310	△58, 360	6, 789, 950
	0.旧本短礼典	0, 040, 310	△38, 300	0, 789, 930
	2. 児童福祉費	5, 326, 437	$\triangle 71, 711$	5, 254, 726
4. 衛生費		3, 320, 437		3, 234, 720
4. 假生實		3, 546, 739	$\triangle 45$, 763	3, 500, 976
	1. 保健衛生費	0, 040, 700	△ 4 0 , 7 0 0	0, 000, 070
	1. 怀陕州上县	1, 489, 474	$\triangle 45$, 763	1, 443, 711
8. 土木費		1, 100, 111	210, 100	1, 110, 111
0. 工作員		2, 313, 968	0	2, 313, 968
	4. 都市計画費	, ,		,
	HEALEN MARKET	380, 427	О	380, 427
10. 教育費				
		3, 603, 003	$\triangle 20, 000$	3, 583, 003
	3. 中学校費			
		3 3 0, 9 1 3	0	3 3 0 , 9 1 3
	4. 幼稚園費			
		406,010	△20,000	386,010
11. 災害復旧費				
		1 2 8, 5 0 5	△3, 551	124, 954
	1. 農林水産施設災害復旧費	,	40	
		4, 045	△3, 551	494
歳出	合 計		A O 1 O O O O	
	"	39, 516, 400	$\triangle 2 1 2, 6 0 0$	39, 303, 800

令和 5年度 1. 変更

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正前の限度額	補正限度額	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市下水路整備事業債	93,000	1, 500	94, 500	普通貸借又は	5.0%	政府資金については、そ
中学校施設建設事業債	37, 400	9, 400	46,800	証券発行	以内(ただ し、利率見	の融資条件により、銀行その他の場合には、債権者と
現年農業用施設災害復旧事業債	900	△500	400		直し方式で 借り入れる	の協定による。 ただし、市財政の都合に
					資金について、利率の	限を短縮し、もしくは繰上
					った後にお	償還又は低利債に借り換え することができる。
					いては、当該見直し後	
					の利率)	

令和5年度一般会計補正予算説明書

阿南市

1. 総 括

歳入歳出予算事項別明細書 (歳入) (単位:千円) 款 補正前の額 補 正 額 計 2. 地方譲与税 356, 678 $\triangle 37$, 340319, 338 12. 地方交付税 4, 744, 881 42, 317 4, 787, 198 16. 国庫支出金 6, 758, 350 $\triangle 157, 376$ 6, 600, 974 17. 県支出金 \triangle 2 5, 4 5 6 2, 729, 298 2, 754, 754 19. 寄附金 556, 044 13, 507 569, 551 20. 繰入金 \triangle 53, 200 5, 029, 712 5, 082, 912 22. 諸収入 430, 997 4 3 6, 4 4 9 \triangle 5, 4 5 2 23. 市債 2, 219, 659 10,400 2, 230, 059 歳 入 合 計 39, 516, 400 $\triangle 212, 600$ 39, 303, 800 (歳出)

							(十二,
					補 正 額 の	財源 内訳	
款	補正前の額	補 正 額	計		特定財源		为以 十 日力债
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2. 総務費							
	3, 858, 136	$\triangle 13, 215$	3, 844, 921	$\triangle 7,623$		10, 995	$\triangle 16,587$
3. 民生費							
	15, 720, 943	$\triangle 130,071$	15, 590, 872	△104, 339			$\triangle 25,732$
4. 衛生費							
	3, 546, 739	$\triangle 45,763$	3, 500, 976	△39, 000		$\triangle 2,907$	$\triangle 3,856$
8. 土木費							
	2, 313, 968	0	2, 313, 968		1,500		$\triangle 1,500$
10. 教育費							
	3, 603, 003	$\triangle 20,000$	3, 583, 003	$\triangle 29,920$	9, 400		520
11. 災害復旧費				<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	128, 505	$\triangle 3,551$	124, 954	$\triangle 1,950$	△500		$\triangle 1, 101$
1B 111 A =1	,	,	,	,			,
歳 出 合 計	39, 516, 400	$\triangle 212,600$	39, 303, 800	△182, 832	10, 400	8, 088	$\triangle 48,256$
	. ,					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u> </u>

2. 歳 入

9 势 地卡蓬片稻

1 項 地卡姆邓油蓬片税

(単位	:	千円)
()	•	1 7/

2 款 地万譲与柷	1 頃 地万揮発油議与柷							(単位:十円)
目	補正前の額	補正額	= -	節 区 分	金額	記	明	
1. 地方揮発油譲与税	63, 000	△3, 498	59, 502	1. 地方揮発油譲与税	△3, 498	• 地方揮発油譲与税		△3, 498
計	63, 000	△3, 498	59, 502					
2款 地方譲与税			2項	自動車重量譲与税				
1. 自動車重量讓与税	197, 000	△17, 615	179, 385	1. 自動車重量譲与税	△17, 615	• 自動車重量譲与税		△17, 615
計	197, 000	△17, 615	179, 385					

2款 地方譲与税

3項 特別とん譲与税

1. 特別とん譲与税	66, 000	△16, 227	49, 773	1. 特別とん譲与税	△16, 227	・特別とん譲与税	△16, 227
11 H	66, 000	△16, 227	49, 773				
2 款合計	356, 678	△37, 340	319, 338				

12 款 地方交付税

1項 地方交付税

1. 地方交付税	4, 744, 881	42, 317	4, 787, 198	1. 地方交付税	42, 317	・特別交付税	42, 317
計	4, 744, 881	42, 317	4, 787, 198				
12 款合計	4, 744, 881	42, 317	4, 787, 198				

16 款 国庫支出金

1項 国庫負担金

節 目 補正前の額 補正額 説 明 計 区 分 金 額 1. 民生費国庫負担金 2. 児童福祉費負担金 △48,511 ・児童手当給付負担金 $\triangle 41,049$ 4, 092, 767 $\triangle 48,511$ 4, 044, 256 · 児童扶養手当給付負担金 $\triangle 7,462$ △16,000 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費 2. 衛生費国庫負担金 23, 600 $\triangle 16,000$ 7,600 1. 保健衛生費負担金 $\triangle 16,000$ 負担金 4. 教育費国庫負担金 1. 幼稚園費負担金 △7,849 • 私立幼稚園施設型給付負担金 77, 905 $\triangle 7,849$ 70, 056 $\triangle 7,849$

16 款 国庫支出金

計

4, 291, 545

 $\triangle 72,360$

2項 国庫補助金

4, 219, 185

1. 総務費国庫補助金	73, 810	△7, 623	66, 187	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	△7, 623	・社会保障・税番号制度システム整備費補	4, 502
						助金 ・個人番号カード交付事務費補助金	△12, 125
2. 民生費国庫補助金	1, 535, 194	△39, 360	1, 495, 834	1. 社会福祉費補助金	△39, 360	• 住民税非課税世帯等重点支援給付金給付 事業費補助金	△39, 360
3. 衛生費国庫補助金	175, 129	△23, 000	152, 129	1. 保健衛生費補助金	△23, 000	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確 保事業費補助金	△23, 000
9. 教育費国庫補助金	156, 505	△15, 033	141, 472	2. 中学校費補助金	△15, 033	· 中学校施設環境改善交付金	△15, 033
11	2, 418, 470	△85, 016	2, 333, 454				
16 款合計	6, 758, 350	△157, 376	6, 600, 974				

17 款 県支出金

1項 県負担金

(単位:千円)

	10-17-14-2	10-45	I	節		-v
Ħ	補正前の額	補正額	計	区 分	金額] 説 明
1. 民生費県負担金	1, 566, 967	△6, 968	1, 559, 999	2. 児童福祉費負担金	△6, 968	・児童手当給付負担金 △6,968
4. 教育費県負担金	38, 923	△4, 094	34, 829	1. 幼稚園費負担金	△4, 094	・私立幼稚園施設型給付負担金 △4,094
<u>≅</u> -	1, 622, 390	△11, 062	1, 611, 328			

17 款 県支出金

2項 県補助金

2. 民生費県補助金	303, 735	△9, 500	294, 235	1. 社会福祉費補助金	△9, 500	· 重度心身障害者等医療費助成事業補助金	△9, 500
9. 教育費県補助金	34, 354	△2, 944	31, 410	4. 幼稚園費補助金	△2, 944	• 私立幼稚園施設型給付補助金	△2, 944
10. 災害復旧費県補助金	1, 950	△1, 950	0	1. 農業用施設災害復旧事業費 補助金	△1, 950	• 現年農業用施設災害復旧事業費補助金	△1, 950
計	969, 193	△14, 394	954, 799				
17 款合計	2, 754, 754	△25, 456	2, 729, 298				

19 款 寄附金

1項 寄附金

2. 指定寄附金	556, 034	13, 507	569, 541	1. 指定寄附金	13, 507	・ふるさと阿南応援事業寄附金	13, 507
11 h	556, 044	13, 507	569, 551				
19 款合計	556, 044	13, 507	569, 551				

20 款 繰入金

2項 基金繰入金

(単位:千円)

	10-17-14-2	10-4-	r	節		-37	
目	補正前の額	補正額	計	区 分	金額	説明	
14. 財政調整基金繰入金	4, 059, 600	△53, 200	4, 006, 400	1. 財政調整基金繰入金	△53, 200	・財政調整基金繰入金	△53, 200
計	5, 007, 131	△53, 200	4, 953, 931				
20 款合計	5, 082, 912	△53, 200	5, 029, 712				

22 款 諸収入

3項 雑入

1. 雜入	421, 429	△5, 452	415, 977	1. 雜入	△5, 452	・デジタル基盤改革支援補助金・雑入	$\triangle 5,419$ $\triangle 33$
計	421, 429	△5, 452	415, 977				
22 款合計	436, 449	△5, 452	430, 997				

23 款 市債

1項 市債

5. 土木債	666, 800	1, 500	668, 300	4. 都市計画債	1, 500	• 都市下水路整備事業債	1, 500
7. 教育債	489, 300	9, 400	498, 700	2. 中学校債	9, 400	• 中学校施設建設事業債	9, 400
8. 災害復旧債	44, 900	△500	44, 400	1. 農林水産施設災害復旧事業 債	△500	• 現年農業用施設災害復旧事業債	△500
計	2, 219, 659	10, 400	2, 230, 059				
23 款合計	2, 219, 659	10, 400	2, 230, 059				

目	補正前の額	補正額	計	<u>節</u> 区 分	金額	説明
157.631						
歳入合計	39, 516, 400	△212, 600	39, 303, 800			

(単位:千円)

3. 歳 出

2款 総務費

1項 総務管理費

補正額の財源内訳 飾 補正前の額 補正額 定財源 説 明 目 計 一般財源 区 分 金 額 地方債 国県支出金 その他 9. 電子計算業 207, 565 $\triangle 19,099$ 188, 466 $\triangle 2,512$ △16,587 12.委託料 △2,512 ○ 電子計算業務費 △19.099 務費 (行革デジタル戦略課) 17. 備品購入費 △16,587 12. 基幹システム更新委託 $\triangle 2,512$ 17. 電算機器購入費 $\triangle 11,537$ 17. 庁内LAN用パソコン購 $\triangle 5,050$ 入費 15. 関係人口創 574, 317 13, 507 587, 824 13, 507 24. 積立金 13,507 O 関係人口創出·拡大事 13, 507 出事業費 (ふるさと未来課) 24. ふるさと阿南応援事業 13, 507 基金積立金 計 3, 186, 071 $\triangle 5,592$ 3, 180, 479 10,995 $\triangle 16,587$

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基 本台帳費	188, 631	△7, 623	181,008	△7, 623			12. 委託料	△7, 623	○ 戸籍住民基本台帳費 (市民生活課) 12. 個人番号カード事務補 助員派遣委託料 12. 電算システム改修委託 料	△7, 623 △12, 125 4, 502
計	188, 631	△7, 623	181, 008	△7, 623						
2 款合計	3, 858, 136	△13, 215	3, 844, 921	△7, 623	10, 995	△16, 587				

3款 民生費

1項 社会福祉費

(単位:千円)

	[N - 1/2 - 1/2	I Name along	1			財源内訳		節		-37 - 10-1	
	補正前の額	補正額	= -	相 国県支出金	F 定 財 % 地方債	原 その他	一般財源	区 分	金 額	説明	
1. 社会福祉総 務費	4, 205, 768	△39, 360	4, 166, 408	△39, 360				18. 負担金、補 助及び交付 金	△39, 360	○ 住民税非課税世帯等重 点支援給付金事業 (生活福祉課) 18. 電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付 金	△39, 360 △39, 360
5. 重度心身障 害者等医療 助成費	167, 110	△19, 000	148, 110	△9, 500			△9, 500	19. 扶助費	△19, 000	〇 重度心身障害者等医療 費助成事業 (地域共生推進課) 19. 重度心身障害者等医療 給付費	△19, 000 △19, 000
計	6, 848, 310	△58, 360	6, 789, 950	△48, 860			△9, 500				

3款 民生費

2項 児童福祉費

4. 児童手当等費	1, 283, 816	△71, 711	1, 212, 105	△55, 479		△16, 232	19. 扶助費	○ 児童手当給付費 (こども課)19. 児童手当給付費○ 児童扶養手当給付費 (こども課)19. 児童扶養手当給付費	△49, 325 △49, 325 △22, 386 △22, 386
計	5, 326, 437	△71, 711	5, 254, 726	△55, 479		△16, 232			
3 款合計	15, 720, 943	△130, 071	15, 590, 872	△104, 339		△25, 732			

4款 衛生費

1項 保健衛生費

(単位:千円)

					補正額の	財源内訳		節			
	補正前の額	補正額	計	鬼県支出金 国県支出金	時 定 財 地方債	原 その他	一般財源	区 分	金額	説明	
2. 予防費	353, 285	△39, 000	314, 285	△39, 000				12. 委託料	△39, 000	○ 新型コロナウイルスワ クチン接種事業 (保健センター)	△39, 000
										12. 新型コロナウイルスワークチン接種体制確保事業委託料	△23, 000
										12. 新型コロナウイルスワ クチン接種委託料	△16, 000
5. 健康増進費	140, 546	△6, 763	133, 783			△2, 907	△3, 856	12. 委託料	△6, 763	〇 健康増進事業 (保健センター)	△6, 763
										12. 電算システム導入委託 料	△6, 763
計	1, 489, 474	△45, 763	1, 443, 711	△39, 000		△2, 907	△3, 856				
4 款合計	3, 546, 739	△45, 763	3, 500, 976	△39, 000		△2, 907	△3, 856				

8款 土木費

4項 都市計画費

4. 都市下水路 整備事業費	189, 464	0	189, 464	1, 500	△1, 500		財源振替
計	380, 427	0	380, 427	1, 500	△1, 500		
8 款合計	2, 313, 968	0	2, 313, 968	1, 500	△1, 500		

10 款 教育費

3項 中学校費

(単位:千円)

	目補正前の額は補正額計					財源内訳		節		
目	補正前の額	補正額	計	朱 朱	<u> 定 財 派</u>		一般財源	区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他	/922/14/041		-12 HX	
3. 校舎建設事 業費	80, 650	0	80, 650	△15, 033	9, 400		5, 633			財源振替
計	330, 913	0	330, 913	△15, 033	9, 400		5, 633			

10 款 教育費

4項 幼稚園費

1. 幼稚園費	406, 010	△20, 000	386, 010	△14, 887		△5, 113	18. 負担金、補助及び交付金	O 私立幼稚園等支援費 (こども課) 18. 私立幼稚園施設型給付 費負担金	△20, 000 △20, 000
計	406, 010	△20,000	386, 010	△14, 887		△5, 113			
10 款合計	3, 603, 003	△20,000	3, 583, 003	△29, 920	9, 400	520			

11 款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

1. 農業用施設 災害復旧費		△3, 551	494	△1, 950	△500	△1, 101	10. 需用費	△45	〇 現年農業用施設災害復 旧事業	△3, 551
火口及山貝							12. 委託料	△1,000	(農地整備課)	^ 45
							14. 工事請負費	△2, 506	10. 消耗品費 12. 測量設計業務委託料 14. 農業用施設災害復旧工 事費	
計	4, 045	△3, 551	494	△1, 950	△500	△1, 101				
11 款合計	128, 505	△3, 551	124, 954	△1, 950	△500	△1, 101				

	14	14-4-4-7	⊉ ↓.	tinha	補正額の	財源内訳		節		⊒ ∨	HI
	補正前の額	補正額	計	国県支出金	定財 游 地方債	<u>そ</u> の他	一般財源	区 分	金 額	説	明
歳出合計	39, 516, 400	△212, 600	39, 303, 800	△182, 832	10, 400	8, 088	△48, 256				

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区			分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中	増減見込み当該年度中	当該年度末現在高見込 額	
	<u></u>		/3	的加州及外列在间	加干及水池正向边及旅	起债見込額	当 該 年 度 中元金償還見込額		
(1) 普	:	通	債	26,706,184	26, 673, 565	1,830,300	2, 397, 649	26, 106, 216	
1	総		務	5,073,009	4,673,705	5,800	399,808	4, 279, 697	
2	民		生	910,516	813, 649	66,700	97,521	782, 828	
3	衛		生	3,687,420	3, 463, 348	82,300	283, 932	3, 261, 716	
4	農	林	水 産	605,672	1, 319, 964	298,800	67,385	1, 551, 379	
5	商		エ	47,722	41,782		4,774	37,008	
6	土		木	5, 906, 447	5, 713, 923	637,500	639, 108	5, 712, 315	
7	公	営	住 宅	1,309,014	1, 345, 395	30,800	117, 258	1, 258, 937	
8	消		防	1,584,767	1, 383, 160	209,700	272, 693	1, 320, 167	
9	教		育	7,581,617	7, 918, 639	498,700	515, 170	7, 902, 169	

	区			分	•	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中 当該年度中 起債見込額	増減見込み 当該年度中 元金償還見込額	当該年度末現在高見込 額
(2)	災	害	復	旧	債	79,228	66,831	44, 400	11,799	99, 432
	1	補	助	災	害	60,628	48, 243	42,700	11,786	79, 157
	2	単	独	災	害	18,600	18,588	1,700	13	20, 275
(3)	そ		の		他	11, 494, 508	10,774,649	355, 359	852,069	10, 277, 939
	1	減	収補	塡	債	1,016,885	958, 347		127, 111	831, 236
	2	減	税補	塡	債	95,447	61,032		26,008	35, 024
	3	一般	会計	出資	債	287, 596	314, 462	148,500	20, 250	442,712
	4	臨時	財政	対策	債	10,094,580	9, 440, 808	206,859	678,700	8, 968, 967
	合				計	38, 279, 920	37, 515, 045	2,230,059	3, 261, 517	36, 483, 587

承認第4号

損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月3日

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項 の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第8号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和6年4月15日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 事故発生日時 令和5年9月19日(火)

午後1時25分頃

2 事故発生場所 阿南市日開野町居内195番地先

3 和解の相手方 阿南市

4 事故の概要 上記の日時及び場所において、ごみ収集車が左折した際、後方から進行してきた相手方車両と接触 し、これに損害を与えた。

- 5 損害賠償の額 130万9,598円
- 6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

7 専決処分をする理由

令和5年9月19日に発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をしたいが、議会を招集 する時間的余裕がない。これが、この案件を専決処分にする理由である。

第1号議案

阿南市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 阿南市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

阿南市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年阿南	市条例第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲	げる規定に下線で示すように改正する。
改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)

- 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)~(12) 「略]

 - (13) 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当
 - (14)・(15) 「略]

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

- 第15条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、職員が 次の各号に掲げる作業又は業務に従事したときに、その職員 に対して支給する。
 - (1) 阿南市の広域にわたり風水害・震災など天災地変による 非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害 現場若しくは災害発生のおそれがある地域において行う応 急対策又は災害防止に係る作業であって、特に市長が認め るもの

- 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
 - (1)~(12) 「略]
 - (13) 災害防止作業従事職員の特殊勤務手当
 - (14)・(15) 「略]

(災害防止作業従事職員の特殊勤務手当)

第15条 災害防止作業従事職員の特殊勤務手当は、阿南市の 広域にわたり風水害・震災など天災地変による非常災害が発 生し、又は発生のおそれがある場合に、災害現場若しくは災 害発生のおそれがある地域において応急対策の作業に従事し 、又は災害防止作業に従事した職員で、特に市長が認めたも のに支給する。

- (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務
- 2 前項に規定する手当の額は、作業<u>又は業務</u>に従事した日1 日つき<u>、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該</u> <u>各号に定める額</u>とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる作業 1,300円
 - (2) 前項第2号に掲げる業務 1,080円
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項 の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額(同一の日にお いて当該各号のいずれにも該当するときは、第2号に定める 額)とする。
 - (1) 日没時から日出時までの間に行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
 - (2) 市長が特に危険であると認める区域で行われた場合 前 項で定める額にその100分の100に相当する額を加算 した額

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき 1,300円とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿南市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から 適用する。

提案理由

災害対策本部が設置された市外の地方公共団体において、避難所運営等の業務に従事した本市の職員に対して特殊勤務

手当を支給できるようにするため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第2号議案

阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について 阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成19年阿南市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後
(指定管理者の指定の申請) (活

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>市長等が定める期間内に</u>市長等に申請しなければならない。

(1) · (2) [略]

(指定候補者の選定)

第4条 「略]

2 市長等は、前項の規定により指定候補者を選定した後、第 6条第1項の指定をするまでの間において、当該指定候補者 を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不 適当と認められる事情が生じたときは、前条の申請をした団 体(当該指定候補者を除く。)のうちから、指定候補者を選 定することができる。

(選定委員会)

第4条の2 市長等の諮問に応じ、前条第1項に規定する指定 候補者の選定に関し審議するため、公募を行う公の施設ごと

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

改正前

(1) · (2) [略]

(指定候補者の選定)

第4条 「略]

- <u>に阿南市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」</u> という。)を置く。ただし、類似する複数の公の施設の公募 を行うときは、一の選定委員会とすることができる。
- 2 選定委員会は、委員10人以内で組織し、学識経験者その 他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が任命し、又 は委嘱する。
- 3 委員の任期は、任命又は委嘱の日から第6条第1項の指定 をする日までとする。
- 4 選定委員会の会議は、公開しない。
- <u>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その</u> 職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に 関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(指定候補者の選定の特例)

- 第5条 市長等は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらないで適当と認める団体を指定候補者として選定することができる。
 - (1)・(2) [略]
 - (3) 第4条の規定による審査の結果、指定候補者として選定することが適当と認められる団体がなかったとき。
 - (4) 第10条第1項<u>又は第2項</u>の規定により指定管理者が指定を取り消された等の場合であって、公の施設の適正な管理を行うため緊急を要し、<u>前4条</u>に規定する手続により指定候補者を選定する時間的余裕がないとき。
- 2 前項の規定による指定候補者の選定に当たっては、市長等は、選定しようとする団体に対して第3条各号に掲げる書類の提出を求め、<u>第4条第1項各号</u>に掲げる選定の基準により総合的に審査するものとする。

(指定候補者の選定の特例)

- 第5条 市長等は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらないで適当と認める団体を指定候補者として選定することができる。
 - (1) · (2) [略]
 - (3) <u>前条</u>の規定による審査の結果、指定候補者として選定することが適当と認められる団体がなかったとき。
 - (4) 第10条第1項の規定により指定管理者が指定を取り消された等の場合であって、公の施設の適正な管理を行うため緊急を要し、<u>前3条</u>に規定する手続により指定候補者を選定する時間的余裕がないとき。
- 2 前項の規定による指定候補者の選定に当たっては、市長等は、選定しようとする団体に対して第3条各号に掲げる書類の提出を求め、<u>前条各号</u>に掲げる選定の基準により総合的に審査するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内にその管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項又は第2項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(1)~(4) 「略]

(業務報告の聴取等)

第9条 「略]

(地位の承継等)

第9条の2 指定管理者の指定を受けた団体について、合併、 分割(当該指定管理者としての業務の全部を承継させるもの に限る。)その他これらに類する行為があったときは、合併 後存続する団体、合併により設立された団体又は分割若しく は合併若しくは分割に類する行為により当該公の施設の管理 の業務に関する権利義務の全部を承継した団体は、当該指定 管理者としての地位を承継する。

(指定の取消し等)

- 第10条 市長等は、指定管理者が<u>第9条</u>の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 市長等は、前条の規定により指定管理者としての地位を承継した団体について、その設立の目的、経営の基本方針、業種、業績等から勘案し、第4条第1項各号の基準に該当しな

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内にその管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(1)~(4) 「略]

(業務報告の聴取等)

第9条 「略]

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が<u>前条</u>の指示に従わないとき 、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管 理者による管理を継続することができないと認めるときは、 その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若 しくは一部の停止を命ずることができる。

- <u>いと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことができ</u>る。
- 3 前2項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。
- 4 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき、又は同条第2項の規定により指定を取り消されたときは、その管理を行わなくなった公の施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する事項を遵守するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は当該公の施設の管理の目的以外の目的のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

- 2 <u>前項</u>の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理 の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定 管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わな い。
- 3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又 <u>は</u>前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間 を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた ときは、その管理を行わなくなった公の施設の施設及び設備 を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等 の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、 個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の 利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が 満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (阿南市スポーツ総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 2 阿南市スポーツ総合センターの設置及び管理に関する条例(平成13年阿南市条例第2号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	第21条 教育委員会の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選
	定について審査するため、指定管理者選定委員会(以下この
	条において「選定委員会」という。)を設置する。
	2 選定委員会は、委員7人以内をもって組織する。
	3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
	(1) 学識経験を有する者
	(2) 施設運営等に関し知識を有する者又は関係団体の代表者
	(3) 市職員
	4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
	5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間
	<u>とする。</u>
	6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その
	職を退いた後も、同様とする。
	7 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に
Maria de Maria de Esta	関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
<u>第21条</u> ~ <u>第23条</u>	<u>第22条</u> ~ <u>第24条</u>

(阿南市B&G海洋センター条例の一部改正)

3 阿南市 B& G海洋センター条例 (平成17年阿南市条例第41号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

スペンないの式上前で対象です場で、るが成とと同ないの式上次で対象。	
改正後	改正前
	(指定管理者選定委員会の設置)
	第19条 教育委員会の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選
	定について審査するため、阿南市B&G海洋センター指定管
	理者選定委員会(以下この条において「選定委員会」という
	<u>。)を設置する。</u>
	2 選定委員会は、委員7人以内をもって組織する。
	3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
	(1) 学識経験を有する者
	(2) 施設運営等に関し知識を有する者又は関係団体の代表者
	(3) 市職員
	4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
	5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間
	<u>とする。</u>
	6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その
	職を退いた後も、同様とする。
	7 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に
	関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
<u>第19条~第21条</u> [略]	<u>第20条</u> ~ <u>第22条</u> [略]

提案理由

公の施設の指定管理者の指定手続における選定委員会の設置について、本条例において統一的に定めることにより、手続の公平性、透明性の確保を図るとともに、指定管理者の地位の承継について規定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第3号議案

阿南市情報文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について 阿南市情報文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市情報文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 阿南市情報文化センターの設置及び管理に関する条例(平成28年阿南市条例第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用許可の取消し、利用の停止等)	(利用許可の取消し、利用の停止等)
第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長	第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長
は、利用許可を取り消し、施設等の利用を停止させ、又は第	は、利用許可を取り消し、施設等の利用を停止させ、又は第
7条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の	7条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の
規定により付した条件(以下「利用条件」という。)を変更	規定により付した条件(以下「利用条件」という。)を変更
することができる。	することができる。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
(5) 市が災害対応、公職の選挙等のために使用するとき。	
2 [略]	2 [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第1項第5号の規定は、この条例の施行の日以後に利用許可を受けた者について適用し、同日前に利用許可を受けた者については、なお従前の例による。

提案理由

災害時の避難所及び公職の選挙の投票所を円滑に開設できるようにするため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第4号議案

阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿南市条例第34号)の一部を次のよ うに改正する。

次の主の東大帝の甥に担ばて担党も国主の東大後の甥に担ばて担党にて領づ二十トネに東エナス

一人の我の以上的の懶に拘りる就在を向我の以上後の懶に拘	ける規定に下級で示りように以上りる。
改正後	改正前
(職員)	(職員)
第29条 [略]	第29条 [略]
2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ	2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に
、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とす

- (3) 満3歳以上4歳に満たない児童(法第6条の3第10項 第2号の規定に基づきこれを受け入れる場合に限る。次号 において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
- 3 「略]

(職員)

第31条 「略]

(1)・(2) 「略]

- 2 保育士及び保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用乳幼 児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた 数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
 - (1)・(2) 「略]

- に応じ する。
- (1)・(2) 「略]
- (3) 満3歳以上4歳に満たない児童(法第6条の3第10項 第2号の規定に基づきこれを受け入れる場合に限る。次号 において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 「略]

(職員)

第31条 「略]

- 2 保育士及び保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用乳幼 児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた 数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
 - (1)・(2) 「略]

- (3) 満3歳以上4歳に満たない児童(法第6条の3第10項 第2号の規定に基づきこれを受け入れる場合に限る。次号 において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
- 3 [略]

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 「略]

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保 育事業所一につき2人を下回ることはできない。
- (1) · (2) 「略]
- (3) 満3歳以上4歳に満たない児童(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づきこれを受け入れる場合に限る。次号 において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
- 3 [略]

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 「略]

- 2 保育士及び保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、 そのうち半数以上は保育士とする。
 - (1)・(2) [略]
 - (3) 満3歳以上4歳に満たない児童(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づきこれを受け入れる場合に限る。次号 において同じ。) おおむね15人につき1人
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
- 3 「略]

- (3) 満3歳以上4歳に満たない児童(法第6条の3第10項 第2号の規定に基づきこれを受け入れる場合に限る。次号 において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 [略]

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 「略]

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保 育事業所一につき2人を下回ることはできない。
 - (1) · (2) 「略]
 - (3) 満3歳以上4歳に満たない児童(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づきこれを受け入れる場合に限る。次号 において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 [略]

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 [略]

- 2 保育士及び保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、 そのうち半数以上は保育士とする。
 - (1) · (2) [略]
 - (3) 満3歳以上4歳に満たない児童(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づきこれを受け入れる場合に限る。次号 において同じ。) おおむね20人につき1人
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正され、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士及び保育従事者の配置基準が改定されたことに伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第5号議案

阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のよう に定める。

令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(令和2年阿南市条例第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条<u>第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項
 - (3)・(4) [略]
- 2 [略]

_(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の 見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用 者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資 改正前 (特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条<u>第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項
 - (3) · (4) 「略]
- 2 [略]

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の 見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用 者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資 すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ</u>ならない。

(電磁的記録等)

第53条 [略]

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。
 - (1) 「略]
 - (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3~6 [略]

すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(電磁的記録等)

第53条 [略]

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の 交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作 成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて 、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者 の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条に おいて「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続 した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」と いう。)により提供することができる。この場合において、 当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出し たものとみなす。
 - (1) 「略]
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ る物をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの を交付する方法

3~6 [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条(同条例第50条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条例第23条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならないほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部が改正され、特定教育・保育施設に係る重要事項の掲示に関し、インターネットの利用による閲覧が加えられたこと等に伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第6号議案

阿南市子ども・子育て会議条例の一部改正について 阿南市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

阿南市子ども・子育て会議条例(平成25年阿南市条例第23号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前			
(庶務)	(庶務)			
第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福祉事務所</u> において処	第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部福祉事務所			
理する。	<u>こども課</u> において処理する。			

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

機構改革に伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和6年度補正予算議案

一般会計補正予算(第1号)

阿南市

第7号議案

令和6年度阿南市一般会計補正予算(第1号)

令和6年度阿南市の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,654,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳 出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	= +
16. 国庫支出金		4, 903, 186	528, 500	5, 431, 686
	2. 国庫補助金	7 1 5, 1 4 5	528, 500	1, 243, 645
20. 繰入金		3, 527, 298	2,000	3, 529, 298
	2. 基金繰入金	3, 516, 569	2,000	3, 518, 569
22. 諸収入		329,077	1, 300	330, 377
	3. 雑入	312, 557	1, 300	313, 857
23. 市債		1, 650, 200	22,800	1, 673, 000
	1. 市債	1, 650, 200	22,800	1, 673, 000
歳入	合 計	34, 100, 000	554,600	34, 654, 600

(歳出)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3, 630, 871	529,800	4, 160, 671
	1. 総務管理費	3, 081, 728	1, 300	3, 083, 028
	2. 徴税費	304, 842	528, 500	8 3 3, 3 4 2
8. 土木費				
	2. 道路橋りょう費	2, 426, 667	20,000	2, 446, 667
9. 消防費		1, 019, 492	20,000	1, 039, 492
	1. 消防費	1, 280, 938	4,800	1, 285, 738
		1, 280, 938	4,800	1, 285, 738
歳出	合 計	34, 100, 000	554,600	34, 654, 600

令和 6年度 1. 追加

第 2 表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
避難所設備等整備事業債	4,800	普通貸借又は証券発行	 5.0%以内(た だし、利率見直し方	 政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には、
			式で借り入れる資金 について、利率の見 直しを行った後にお	債権者との協定による。 ただし、市財政の都合により、据 置期間及び償還期限を短縮し、もし
			いては、当該見直し 後の利率)	くは繰上償還又は低利債に借り換え することができる。

令和 6年度 2. 変更

起債の目的	補正前の限度額	補正限度額	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう新設改良事業債	345,800	18,000	363, 800	. 普通貸借又は 証券発行	見直しを行	の融資条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定による。 ただし、市財政の都合により、提置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

令和6年度一般会計補正予算説明書

阿南市

1.総 括

歳入歳出予算事項別明細書 (歳入) (単位:千円) 款 補正前の額 補 正 額 計 16. 国庫支出金 528, 500 4, 903, 186 5, 431, 686 20. 繰入金 3, 527, 298 2,000 3, 529, 298 22. 諸収入 329, 077 1, 300 330, 377 23. 市債 1, 650, 200 22,800 1, 673, 000 歳 入 合 計 34, 100, 000 554,600 34, 654, 600 (歳出)

					補 正 額 の	財源 内訳	
款	補正前の額	補 正 額	計		特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一放兒(你
2. 総務費							
	3, 630, 871	529, 800	4, 160, 671	528, 500		1, 300	
8. 土木費							
	2, 426, 667	20,000	2, 446, 667		18, 000		2,000
9. 消防費							
	1, 280, 938	4, 800	1, 285, 738		4, 800		
歳 出 合 計							
мх ц п п	34, 100, 000	554, 600	34, 654, 600	528, 500	22, 800	1, 300	2,000

2. 歳 入

16 款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位:千円)

		2 項	(単位:十円)		
補正前の額	補正額	計	<u>節</u> 区 分	金額	説明
31, 360	528, 500	559, 860	1. 総務管理費補助金	528, 500	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付 528,500 金
715, 145	528, 500	1, 243, 645			
4, 903, 186	528, 500	5, 431, 686			
		2項	基金繰入金		
	31, 360 715, 145	31, 360 528, 500 715, 145 528, 500	補正前の額 補正額 計 31,360 528,500 559,860 715,145 528,500 1,243,645 4,903,186 528,500 5,431,686	補正前の額 補正額 計 区 分 31,360 528,500 559,860 1. 総務管理費補助金 715,145 528,500 1,243,645	補正前の額 補正額 計 節区分 金額 31,360 528,500 559,860 1. 総務管理費補助金 528,500 715,145 528,500 1,243,645 4,903,186 528,500 5,431,686

1. 財政調整基金繰入金	2, 562, 000	2,000	2, 564, 000	1. 財政調整基金繰入金	2,000 • 財政調整基金繰入金	2,000
計	3, 516, 569	2, 000	3, 518, 569			
20 款合計	3, 527, 298	2, 000	3, 529, 298			

22 款 諸収入

3項 雜入

1. 雑入	312, 557	1, 300	313, 857	1. 雑入	1,300 ・コミュニティ助成金	1, 300
計	312, 557	1, 300	313, 857			
22 款合計	329, 077	1, 300	330, 377			

23 款 市債

1項 市債

5. 土木債	823, 700	18, 000	841, 700	2. 道路橋りょう債	18, 000	・道路橋りょう新設改良事業債	18, 000
6. 消防債	109, 100	4, 800	113, 900	1. 消防債	4, 800	・避難所設備等整備事業債	4, 800

23 款 市債

1項 市債

П	14-14-14	LA 4	-1	節		-W 100
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	説明
= +	1, 650, 200	22, 800	1, 673, 000			
23 款合計	1, 650, 200	22, 800	1, 673, 000			
歳入合計	34, 100, 000	554, 600	34, 654, 600			

3. 歳 出

2款 総務費

1項 総務管理費

ы	14-7-4-0-45	1 -1	= 1	ri.		財源内訳		節		= <u>~</u> H⊔	
目	補正前の額	補正額	計		寺 定 財 ⅓ │ 地方債	<u>県</u> その他	一般財源	区 分	金額	説明	
12. 地域支援費	225, 149	1, 300	226, 449			1, 300		18. 負担金、補助及び交付金		○ 地域支援総務費 (市民生活課)18. 一般コミュニティ助成 事業補助金	1, 300 1, 300
計	3, 081, 728	1, 300	3, 083, 028			1, 300					

(単位:千円)

2款 総務費

2項 徴税費

1. 税務総務費	257, 183	528, 500	785, 683	528, 500	1. 報酬 5,804 ○ 定額. 金事	咸税補足調整給付 528,500 **
					3. 職員手当等 13,752 (税務	(課)
					4. 共済費 1,301 3. 時間:	年度任用職員報酬 5,804 外勤務手当 10,431
					8. 旅費 220 外勤	年度任用職員時間 1,477 務手当
					10. 需用費	年度任用職員期末 1,004
					11. 役務費 4, 983 手当	年度任用職員勤勉 840
						年度任用職員共済 459 負担金
						年度任用職員社会 806
					賃借料 4. 会計	年度任用職員市町 36
					18. 負担金、補 500, 000 8. 通勤	
					助及び交付 10. 消耗 金 10. 印刷	
					11. 通信: 11. 手数:	

2款 総務	費				2項 徴税	遵				(単位:千円	i)
目	補正前の額	補正額	計	集 国県支出金		 財源内訳 その他	一般財源		金額	説明	
1. 税務総務費										12. 電算システム改修委託 1,00 料 13. コピー機借上料 500,00 金	99
計	304, 842	528, 500	833, 342	528, 500							
2 款合計	3, 630, 871	529, 800	4, 160, 671	528, 500		1, 300					

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

2. 道路橋り。 う新設改 費		20, 000	217, 583	18, 000	2, 000	14. 工事請負費	20, 000	○ 道路舗装事業 (土木課) 14. 緊急輸送道路整備工事 費	20, 000 20, 000
計	1, 019, 492	20,000	1, 039, 492	18,000	2,000				
8 款合計	2, 426, 667	20,000	2, 446, 667	18, 000	2, 000				

9款 消防費

1項 消防費

5. 防災費	173, 140	4, 800	177, 940	4, 800		17. 備品購入費	○ 防災対策費 (危機管理課) 17. 防災用備品購入費	4 , 800
計	1, 280, 938	4, 800	1, 285, 738	4, 800				
9 款合計	1, 280, 938	4,800	1, 285, 738	4, 800				

目	補正前の額	補正額	<u>≅</u> -	型県支出金 国県支出金	補正額の 寿 定 財 源 地方債	財源内訳 その他	一般財源	<u>節</u> 区 分	金額	 ź	明	
歳出合計	34, 100, 000	554, 600	34, 654, 600		22,800		2, 000					

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数	糸	<u> </u>	j	費	共済費	合 計	備考
		報酬	給 料	職員手当	計	共併貝		1/用
補正前	(691) 877	1 639 439	3, 686, 877	2, 559, 985	6,886,301	1,371,314	8, 257, 615	
補正後	(697) 877	1 645 243 I	3, 686, 877	2, 573, 737	6, 905, 857	1, 372, 615	8, 278, 472	
比較	(6) 0	l 5, 804	0	13,752	19,556	1,301	20, 857	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの

	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	休日勤務 当	特殊勤務手 当	管 理 職 手 当
職員手当の内訳	補正前	69,720	1,751,699	82, 021	42,630	301,979	46,372	85,444	59,837
	補正後	69,720	1, 753, 543	82, 021	42,630	313,887	46,372	85,444	59,837
	比較	0	1,844	0	0	11,908	0	0	0

区分	管理職員 特別勤務 手 当	単身赴任 当	地域手当
本年度	5, 150		115, 133
前年度	5, 150		115, 133
比 較	0		0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円、人)

区分	職員数	糸	<u> </u>	与 費			合 計	
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費		1/IH
補正前	(29)		2, 997, 353	1,950,668	4, 948, 021	1,004,514	5, 952, 535	
山田工工品介	771		4, 551, 555	1, 550, 000	4, 540, 021	1,004,514	J, JJ2, JJJ	
補正後	(29)		2,997,353	1,961,099	4, 958, 452	1,004,514	5, 962, 966	
1冊正改	771		2, 551, 555	1, 501, 055	1, 330, 131	1,004,014	<i>5, 502, 500</i>	
 比 較	(0)		0	10, 431	10, 431	0	10,431	
<i>P</i> L +X	0		v	10, 101	10, 101	V	10, 101	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書きしたもの

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉	通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	休 日 勤 務 手 当	特殊勤務	管 理 職 手 当
	補正前	69,720	1,271,647	56, 283	42,630	289, 033	43,000	19, 170	59,837
	補正後	69,720	1,271,647	56, 283	42,630	299, 464	43,000	19, 170	59,837
	比較	0	0	0	0	10, 431	0	0	0

区分	管理職員 特別勤務 手 当	単身赴任 当	地域手当
補正前	5, 150	0	94, 198
補正後	5, 150		94, 198
比較	0		0

イ 会計年度任用職員 (単位:千円、人)

区 分	職員数	糸	給 与 費			共済費	合 計	備考
		報酬	給 料	職員手当	計	共併其		7佣 写
補正前	(662)	639, 439	689, 524	609, 317	1,938,280	366,800	2, 305, 080	
1.出工厂自1	106	055, 455	003, 324	003, 317	1, 330, 200	300,000	2, 303, 000	
補正後	(668)	645, 243	689, 524	612,638	1,947,405	368, 101	2,315,506	
1冊 正 汉	106	010, 210	000, 524	012,000	1, 541, 405	300, 101	2, 313, 300	
比較	(6) 0	1 5, 804	0	3, 321	9, 125	1,301	10, 426	

備考 () 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの

職員手当の内訳	区分	 扶養手当 	期末勤勉手 当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤 務 手 当	特殊勤務	管 理 職 手 当
	補正前	0	480,052	25, 738		12, 946	3,372	66,274	
	補正後		481,896	25, 738		14, 423	3,372	66,274	
	比較	0	1,844	0	0	1,477	0	0	0

区分	管理職員特別勤務	単身赴任 当	地域手当
補正前	0	0	20, 935
補正後			20, 935
比 較	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額	増減事由別内	了訳	説	明	備	考
給 料	(千円)		(千円)		(千円)		
職員手当	13, 752	その他の増減分	13, 752	時間外勤務手当 会計年度任用職員 期末 勤 勉 手 当 会計年度任用職員 時間外勤務手当	10, 431 1, 844 1, 477		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

Z	<u>.</u>	分		分			前前年度末現在高	前年度末現在高見込額		増減見込み 当該年度中 元金償還見込額	
(1)	普	通		債	26, 673, 565	26, 106, 216	1,566,200	2,351,294	25, 321, 122		
	1 総			務	4, 673, 705	4, 279, 697	12, 100	400, 321	3,891,476		
	2 民			生	813,649	782, 828	106,000	82,081	806,747		
	3 衛			生	3, 463, 348	3, 261, 716	88,800	316,090	3, 034, 426		
	4 農	林	水	産	1,319,964	1,551,379	1,800	111,300	1,441,879		
	5 商			エ	41,782	37, 008		3,976	33,032		
	6 土			木	5, 713, 923	5, 712, 315	815, 200	625, 486	5, 902, 029		
	7 公	営	住	宅	1, 345, 395	1, 258, 937	26,500	112,031	1, 173, 406		
	8 消			防	1, 383, 160	1, 320, 167	113,900	215, 782	1, 218, 285		
	9 教			育	7, 918, 639	7, 902, 169	401,900	484, 227	7,819,842		

X				分	-	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額		増減見込み 当該年度中 元金償還見込額	当該年度末現在高見込額
(2)	災	害	復	旧	債	66,831	99, 432	16,800	14, 445	101,787
	1	補	助	災	害	48, 243	79, 157	16,800	12,110	83, 847
	2	単	独	災	害	18,588	20, 275		2,335	17,940
(3)	そ		の		他	10,774,649	10, 277, 939	90,000	933,669	9, 434, 270
	1	減」	仅 補	塡	債	958, 347	831,236		127, 111	704, 125
	2	減	税 補	塡	債	61,032	35,024		15, 488	19,536
	3	一般	会計	出資	債	314, 462	442,712		20,674	422,038
	4	臨時	財政	対策	債	9, 440, 808	8, 968, 967	90,000	770,396	8, 288, 571
	合				計	37, 515, 045	36, 483, 587	1,673,000	3, 299, 408	34, 857, 179

令 和 6 年 度 補 正 予 算 議 案 国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

阿南市

第8号議案

令和6年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度阿南市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,727,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳 出予算補正」による。

令和6年6月3日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

_(歳入)				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰入金		841,065	2, 276	843, 341
	1. 他会計繰入金	731, 865	2, 276	734, 141
8. 国庫支出金		0	3, 924	3, 924
	1. 国庫補助金	0	3, 924	3, 924
歳	合 計	7, 721, 000	6, 200	7, 727, 200

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		180, 856	6, 200	187, 056
	1. 総務管理費	158, 538	6, 200	164, 738
歳出	合 計	7, 721, 000	6, 200	7, 727, 200

令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算説明書

阿南市

1.総 括

 (歳入)
 歳入歳出予算事項別明細書

 款
 補正前の額

(単位:千円)
計

款	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰入金	841,065	2, 276	843, 341
8. 国庫支出金	0	3, 924	3, 924
歳 入 合 計	7, 721, 000	6, 200	7, 727, 200

(歳出)

(単位:千円)

					補 正 額 の	財源 内訳	
款	補正前の額	補正額	計		特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費							
	180, 856	6, 200	187, 056	3, 924			2, 276
歳 出 合 計							
/// 四 日	7,721,000	6, 200	7, 727, 200	3, 924			2, 276

2. 歳 入

5款 繰入金

1項 他会計繰入金

	1-b== \/		7.	節		-1V HI	
目	補正前の額	補正額	=	区 分	金額	説明	
1. 一般会計繰入金	731, 865	2,276	734, 141	2. 職員給与費等繰入金	2, 276	・職員給与費等繰入金	2, 276
計	731, 865	2, 276	734, 141				
5 款合計	841, 065	2, 276	843, 341				

(単位:千円)

8款 国庫支出金

1項 国庫補助金

1.システム開発費等補助金	0	3, 924	3, 924	1. 社会保障・税番号制度シス テム整備費補助金	3, 924	・社会保障・税番号制度システム整備費補 3,92 助金
計	0	3,924	3, 924			
8 款合計	0	3, 924	3, 924			

歳入合計	7,721,000 6,200	7, 727, 200		
------	-----------------	-------------	--	--

(単位:千円)

3. 歳 出

1款 総務費

1項 総務管理費

補正額の財源内訳 節 定 財 源 地方債 目 補正前の額 補正額 計 説 明 一般財源 区 分 金 額 国県支出金 その他 1.一般管理費 2,276 12.委託料 6,200 〇 一般管理費 6, 200 145, 764 6,200 151, 964 3,924 (保険年金課) 12. 電算システム改修委託 6, 200 計 158, 538 6, 200 164, 738 3,924 2,276 1 款合計 180, 856 6,200 187, 056 3,924 2,276

歳出合計	7, 721, 000	6, 200	7, 727, 200	3, 924		2, 276		

第9号議案

財産区有財産の譲与について 下記のとおり加茂谷財産区有財産を譲与する。 令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

1 譲与する財産

造林木(49,500平方メートル) 所在地 阿南市水井町新居田39番 山林 (所有者 太龍寺)

2 譲与先

阿南市加茂町龍山2番地 宗教法人太龍寺

提案理由

財産区有財産の譲与について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議会の議決 を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第10号議案

動産の買入れについて 下記のとおり動産を買い入れる。 令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

- 1 物 件 名 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車(40メートル級)
- 2 数 量 1台
- 3 売買代金等 金2億6,950万円
- 4 買 入 先 徳島市津田浜之町5番5号 株式会社 藤島

提案理由

動産の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年阿南市条例第6号)第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第11号議案

辰巳那賀川樋門の施行に関する基本協定の締結について 下記のとおり施行に関する基本協定を締結する。

令和6年6月3日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

- 1 協定の目的 辰巳那賀川樋門の施行に関する基本協定
- 2 協定の方法 随意契約
- 3 協定金額 金11億1,947万円
- 4 協定の相手方 四国地方整備局長 佐々木 淑充

提案理由

施行に関する基本協定締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年阿 南市条例第6号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別 記1及び別記2のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。 令和6年6月3日

別記1

専決第3号

専 決 処 分 書

道路管理上の瑕疵に基づく事故に関する損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和6年3月12日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 事故発生日時 令和5年10月1日(日)

午後零時37分頃

2 事故発生場所 阿南市畭町三田104番地先

3 和解の相手方 阿南市

4 事故の概要 上記の日時及び場所において、市道の陥没により同所を通過した相手方車両に損傷を与えた。

5 損害賠償の額 28万6,045円

6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

別記2

専決第10号

専 決 処 分 書

道路管理上の瑕疵に基づく事故に関する損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和6年4月19日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 事故発生日時 令和6年3月12日(火)

午後5時45分頃

2 事故発生場所 阿南市日開野町谷田916番地先

3 和解の相手方 阿南市

4 事故の概要 上記の日時及び場所において、市道に附帯する植樹帯の樹木が道路上に張り出していたことにより

同所を走行中の相手方車両の左側面を傷つけ、これに損害を与えた。

5 損害賠償の額 12万400円

6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

報告第2号

損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別記1から別記5までのとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日

別記1

専決第7号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180 条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和6年4月8日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 事故発生日時 令和6年1月30日(火)

午前11時頃

2 事故発生場所 阿南市柳島町北別当21番3地先

3 和解の相手方 阿南市

4 事故の概要 上記の日時及び場所において、指揮車が西進していた際、東進してきた相手方車両のドアミラーに 接触し、これに損傷を与えた。

5 損害賠償の額 3万9,435円

6 和解の内容 上記の損害賠償の額と相手方が負担する損害賠償の額である3万1,515円を相殺し、市が相手 方に対して、7,920円を支払う。

別記2 専決第9号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180 条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和6年4月16日専決

- 1 事故発生日時 令和6年2月15日(木)
 - 午後1時55分頃
- 2 事故発生場所 阿南市那賀川町赤池地内 県道中島古庄線
- 3 和解の相手方 那賀郡那賀町
- 4 事故の概要 上記の日時及び場所において、公用車で走行中、積載した苗木が倒れ、対向車線を進行していた相 手方車両に接触し、これに損傷を与えた。
- 5 損害賠償の額 27万6,496円
- 6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

別記3

専決第11号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180 条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和6年4月24日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 事故発生日時 令和6年1月15日(月)

午後1時30分頃

2 事故発生場所 阿南市横見町中川原29番10地先

3 和解の相手方 小松島市

4 事故の概要 上記の日時及び場所において、ごみ収集車が後進した際、相手方の所有する車両に接触し、これに 損害を与えた。

5 損害賠償の額 7万7,935円

6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

別記4

専決第12号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180 条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和6年4月30日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 事故発生日時 令和6年3月19日(火)

午後3時頃

2 事故発生場所 阿南市柳島町宮ノ前16番地

3 和解の相手方 阿南市

4 事故の概要 上記の日時及び場所において、阿南市の公用車が左折した際、相手方所有のブロック塀に接触し、 これに損傷を与えた。

5 損害賠償の額 2万5,300円

6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

別記5 専決第13号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180 条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和6年5月8日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 事故発生日時 令和6年1月4日(木)

午後3時35分頃

2 事故発生場所 阿南市富岡町中川原10番10地先

3 和解の相手方 阿南市

4 事故の概要 上記の日時及び場所において、丁字路を直進中、左方向から来た相手方車両が一時停止をせず右折 してきたため、相手方車両の左前方部と阿南市の公用車左後方部が接触し、双方の車両が破損した。

5 損害賠償の額 4万5,000円

6 和解の内容 市は、相手方に自己責任額である上記の損害賠償の額を支払い、相手方は、市に自己責任額である 24万9,598円を支払う。

報告第3号

令和5年度阿南市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和6年6月3日

令和5年度 阿南市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

											(単位・円)
								左 の 財	源内訳		
	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	既 収 入	į	未 収 入 特	定財源		一般財源
						特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	加又,以一位
2	総務費	1 総務管理費	庁舎等管理事業	138, 108, 000	6,210,000	710,000			5,500,000		0
2	総務費	1 総務管理費	文化会館施設整備事業	15,662,000	1,000,000						1,000,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台 帳費	戸籍システム改修事業	100, 812, 000	17, 168, 000		17, 168, 000				0
3	民生費	1 社会福祉費	介護保険施設等整備事 業	39, 909, 000	23, 190, 000		23, 190, 000				0
3	民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策支援給付 金事業	3,662,889,000	636,661,000	12,626,000	117, 301, 000				506, 734, 000
3	民生費	2 児童福祉費	保育所施設整備事業	79, 224, 000	1,964,000						1,964,000
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワ クチン接種事業	142, 572, 000	4,546,000		4, 546, 000				0
4	衛生費	2 清掃費	クリーンピュア地域振 興対策事業	9,427,000	7,527,000				6,700,000		827,000
6	農林水産業費	1 農業費	人・農地問題解決支援 事業	138, 896, 000	54, 812, 000			54, 812, 000			0
6	農林水産業費	2 農地費	農業用施設整備事業	55,695,000	22, 892, 000			13, 248, 000	5, 400, 000		4, 244, 000
6	農林水産業費	2 農地費	県営農業農村整備事業	198, 102, 000	140, 876, 000				130, 200, 000	1,875,000	8,801,000
6	農林水産業費	4 水産業費	漁港整備事業	142, 649, 000	92, 312, 000	9, 314, 000			81, 800, 000		1, 198, 000

							左の財	源内訳		(中瓜・11)
款	項	事 業 名	金額	翌年度繰越額	既 収 入	======================================	k 収 入 特			一般財源
					特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	33, 387, 000	17, 432, 000	2,465,000		8,000,000	6,700,000	260,000	7,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理 事業	188, 708, 000	30,885,000						30,885,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良 事業	135,668,000	66, 163, 000				61,600,000		4, 563, 000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装事業	93, 550, 000	32, 565, 000				24, 700, 000		7,865,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	側溝整備事業	9, 113, 000	6,487,000						6,487,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう整備交付 金事業	691, 421, 000	230, 212, 000	93, 027, 000	70, 025, 000	735,000	43,700,000		22, 725, 000
8 土木費	3 河川費	準用河川浚渫事業	51, 164, 000	3,733,000	16,000			3,700,000		17,000
8 土木費	3 河川費	河川整備事業	21,900,000	14,851,000				14,800,000		51,000
8 土木費	4 都市計画費	県都市計画基礎調査事 業	6,710,000	1,861,000						1,861,000
8 土木費	4 都市計画費	都市排水路維持管理事業	23, 149, 000	2,768,000				2,700,000		68,000
8 土木費	4 都市計画費	都市排水路新設改良事業	9, 373, 000	5,600,000				5,600,000		0
8 土木費	4 都市計画費	都市下水路整備事業	171,641,000	157, 376, 000		61, 350, 000		85,500,000	4,000,000	6, 526, 000
8 土木費	4 都市計画費	都市公園整備事業	1, 992, 000	1,600,000		800,000		700,000		100,000

						左の財源内訳							
	+-		# W 4	A Hat	翌年度繰越額								
	款	項	事 業 名	金額		既 収 入							
						特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
8	土木費	5 住宅費	木造住宅耐震改修促進 事業	15, 109, 000	2,764,000		1,381,000	691,000			692,000		
8	土木費	5 住宅費	あなんぐらし支援事業	16, 034, 000	300,000						300,000		
8	土木費	5 住宅費	民間建築物耐震化支援 事業	20, 363, 000	16, 276, 000		8, 138, 000	4,069,000			4,069,000		
8	土木費	5 住宅費	あなんでスマートホー ム事業	9,000,000	1,400,000						1, 400, 000		
9	消防費	1 消防費	消防団施設整備事業	70, 512, 000	13, 435, 000				13, 400, 000		35,000		
9	消防費	1 消防費	自衛隊駐屯地関連基盤 整備事業	23, 334, 000	13, 351, 000				4,500,000		8,851,000		
10	教育費	2 小学校費	小学校営繕事業	54, 119, 000	5, 650, 000						5,650,000		
10	教育費	2 小学校費	小学校校舎改修事業	96, 602, 000	20, 876, 000				15,600,000		5, 276, 000		
10	教育費	4 幼稚園費	幼稚園施設管理費	11, 474, 000	8, 300, 000				7,400,000		900,000		
10	教育費	5 社会教育費	公民館施設整備事業	113, 133, 000	11,000,000				9,400,000		1,600,000		
11	災害復旧費	2 公共土木施 害復旧費	記炎 現年公共土木施設災害 復旧事業	124, 860, 000	48, 690, 000		27, 310, 000		13,600,000		7, 780, 000		
13	諸支出金	2 繰出金	水道事業会計出資事業	175, 577, 000	138, 900, 000				138, 900, 000		0		
		計		6,891,838,000	1,861,633,000	118, 158, 000	331, 209, 000	81,555,000	682, 100, 000	6, 135, 000	642, 476, 000		

報告第4号

令和5年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製した ので、報告する。

令和6年6月3日

令和5年度 阿南市春日野地域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

				翌年度繰越額	左の財源内訳							
款	項	事 業 名	金 額		既収入	į	一般財源					
					特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	加又以加		
1 業務費	1 業務費	地方公営企業法適用事業	61, 270, 000	4,800,000	4,800,000					0		
	計		61, 270, 000	4,800,000	4,800,000	0	0	0	0	0		

報告第5号

令和5年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度阿南市水道事業会計予算繰越について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規 定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和6年6月3日提出

令和5年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事	業	名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	企業債	左 の 財 工 事 負 担 金	源 内 訳 他 会 計 負 担 金	当年度損益勘 定留 保 資 金	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
4 資本的支出	1 上 水 道	富岡配水池整	5備丁事 ほか		1,127,781,000	156, 846, 215	766, 619, 000					204, 315, 785	0	
	建設改良費		- VIII											世界的な原材料の原材料の高騰の事に、資料を表現材の影響を開発を表現が発生している。というでは、一般のでは、一
														財源内訳には、未 収企業債4,900,000 円を含む。

- (注) 1 法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額と同条第2項ただし書の規定による事故繰越額とは、それぞれ別表として作成すること。
 - 2 財源内訳欄には、翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源(当該年度における財源のうち翌年度に収入するものを含む。)の予定を記載すること。 なお、この場合においては、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。
 - 3 説明欄には、繰越しの理由を記載すること。

報告第6号

令和5年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和6年6月3日提出

令和5年度阿南市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

							左の財源		訳			
款	項	事	業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	国庫補助金	企業債	当年度損益勘留保資金	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
4 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道ストック設計業務ほか	クマネジメント計画実	^拖 70,308,000	24,602,614	23,027,000	10,212,000	12,500,000	315,000	22,678,386	0	主として国・県等関係 機関との調整・協議に 不測の日数を要した。